

青梅畜産センターひな及び種卵配付説明書

(公財)東京都農林水産振興財団 青梅畜産センター(以下「センター」という。)では、生産するひな及び種卵の配付について「ひな及び種卵配付要領」を定めています。

本説明書はこの要領にもとづいていますので、配付を希望する方は熟読したうえで配付の申込みをお願いします。

1. 担当部署

- (1) 名称 (公財)東京都農林水産振興財団 青梅畜産センター
- (2) 郵便番号 198-0024
- (3) 住所 東京都青梅市新町6-7-1
- (4) 担当 鶏班
- (5) 電話番号 0428-31-2171 (代)
- (6) FAX番号 0428-31-8474

2. 配付概要等

- (1) 件名 : センターが生産するひな及び種卵の配付
- (2) 配付者 : (公財)東京都農林水産振興財団理事長
- (3) 配付対象者 : 日本国内在住者としませんが、都内の養鶏振興推進のため以下のように区分します。
各区分で配付申込時期、価格、配付実施時期が異なりますので、ご注意ください(別表参照)。
 - ① 都内養鶏農家(都内在住の農協組合員、島しょ地域で養鶏を営むもの並びに理事長が特に認めた生産者団体)
 - ② 都内在住者(都内養鶏農家以外で都内在住の配付希望者)
 - ③ 都外在住者(都外在住の配付希望者)
 - ④ 学校、公的試験研究機関、公立動物園
- (4) 配付対象品種【ひな】 東京うこっけい(雄については、繁殖目的でなく、有精卵を販売する目的の都内養鶏農家のみ配付)、
ロードアイランドレッド(採卵鶏)
東京しゃも(軍鶏交雑鶏:雌雄無鑑別)
【種卵】 ロードアイランドレッド(採卵鶏)
東京しゃも(軍鶏交雑鶏)
- (5) 配付ひな日齢 初生ひな及び30日齢での配付が基本です。時期により希望数を配付できない場合があります。
- (6) 配付予定数(年間) 東京うこっけい14,000羽(うち都外については7,000羽まで)
ロードアイランドレッド(採卵鶏)1,000羽
東京しゃも1,200羽(うち都外については800羽まで)

注) 1. 時期により希望数を配付できない場合があります。配付可能数については、事前に担当にお問い合わせください。

2. 一回の孵化羽数にも限りがあるため、希望した羽数を分割して配付することもあります。この場合、一配付希望者に対する一回の配付羽数の上限を300羽とさせていただきます。

3. 東京しゃもの配付予定数は別途配付する生産者団体分を除いています。

4. 配付予定数に達した品種は、ひなの配付と同時に種卵の配付も終了となりますので、ご注意ください。(終了案内はHPでお知らせします)。

5. 東京うこっけいの都外在住の一配付希望者に対する年間配付数の上限を300羽とさせていただきます。

(7) 配付期間 都内在住者及び都外在住者への当該年度の配付は、12月末までで終了します。この間、土日祝日、及び12月29日～31日を除いて随時行いますが、都外在住者への30日齢のひなの配付実施は、7月以降からとなります

(8) 配付時間 午前9時から午後4時30分まで(12時～午後1時を除く)

(9) 引渡場所 名 称 (公財) 東京都農林水産振興財団 青梅畜産センター
郵便番号 198-0024
住 所 東京都青梅市新町6-7-1

(10) 配付価格 配付価格表のとおり

3. 申し込み方法

配付対象者の区分ごとの申し込み方法は以下のとおりです。

- ① 都内養鶏農家：毎年12月に地域の農業協同組合及び農業協同組合が無い場合は財団が指定した団体(以下「農業協同組合等」という。)並びに支庁へ配付案内を通知し、2月末日まで受付を行ないます。春ひな配付募集申込期限までに、地域の農業協同組合等に申し込んでください。別途通知する配付案内通知に従い、農業協同組合等を通じて、ひなの配付、代金の納付の手続きを行います。
- ② 都内在住者：年度内配付についての申し込み受付は、随時行ないます。翌年度配付分については、年明け2月1日から受付を行ないます。
- ③ 都外在住者：4月1日から年度内配付についての申し込み受付を行ないます。
- ④ 学校、公的試験研究機関、公立動物園：随時、上記によらない文書での受付を行ないます。配付品種、時期については別途相談となりますのでご連絡ください。

注) 都内養鶏農家(①)については、春ひな配付募集終了後は、一般の都内在住者(②)としての申込は可能ですが、配付事務の円滑化のため、春ひな配付募集期限内の申込にご協力をお願いします。

②並びに③に該当する方で申し込みをされる方は、予め電話で配付希望内容（鶏種、日齢、羽数等）をお知らせください。

その後、所定の申込書に必要事項を記入し、郵送かFAXかセンターへ持参提出でお申し込み下さい。所定以外の申込書による申し込みは、受付できません。

申し込み受付は、申込書の先着順とします。配付決定した総羽数が、配付予定数に達した時点で、受付を締め切ります（その際はHP上でお知らせします）。

また、申込書に記載された個人情報については、東京都が家畜防疫及び家畜衛生対策推進に係る業務に使用する場合には提供しますのであらかじめご了承ください。

4. 配付の決定と通知

配付時期は、申請書受理後、概ね3ヶ月以降になります。（「東京うこっけい」については例年申し込みが多く、配付まで4ヶ月以上かかることがあります。）

申込書の内容に不備がない場合、配付を決定し、配付予定日が決まり次第、センターから電話で連絡します。

また、申込書の内容について不明な点がある場合も電話で連絡しますので、申込書には必ず日中に出ることのできる電話番号、携帯電話番号を明記してください。

5. 配付の方法

原則として配付を申し込まれた方に対し、センターでお渡ししますので、ご本人が確認できる証明書（運転免許証など）をお持ち下さい。また、受け取りに際しては、ひな及び種卵を入れる段ボール箱をご用意下さい。

代理人が受け取る場合は、申込者捺印の委任状（様式は任意）をお持ち下さい。その際、こちらから申込者に電話で確認をさせていただきます。確認が取れない場合、配付できないこともありますのでご注意ください。

都内在住者及び都外在住者へのひなの輸送手続き代行は行いません。

申込者本人によるセンターでの受け取りが困難な場合は、代理人によるセンターでの受け取りをお願いします。

種卵についてのみ、輸送の手続き代行は行いますが、輸送中の事故に関する一切の責任は申込者のものとします。また、輸送に係る経費は申込者の負担とします。

配付日に関しては、センターの都合により申込者の希望日時に添えない場合もありますので、ご了承ください。

6. 代金の納付

配付代金は、ひな及び種卵と引き換えに窓口で納入していただきます。種卵の輸送の場合、あらかじめ指定した期限までに代金の納入が必要です。代金の納入はセンター宛て現金書留でお願いします。代金の納入がない場合、ひな及び種卵を配付することができません。

7. 受領書の提出

ひな及び種卵を受領した際、所定の受領書を提出してください。

8. 禁止事項

配付されたひな及び種卵については以下の事項を禁止します。

- (1) 配付されたひな及び種卵を有償無償問わず、他に譲渡すること。
- (2) 配付された種卵を食用に供すること。
- (3) 配付したひなを交配

9. 配付決定の取り消し

配付決定については以下の場合に取り消されることがあります。

- (1) 配付者の都合による場合
- (2) 天災その他不可抗力が原因による場合
- (3) 配付決定を受けた者が定められた禁止事項を行ったことが明らかとなった場合
- (4) 申込書の内容に虚偽の申告があった場合

(ひなの引取日時確認の際、連絡が取れなくなった場合や指定した期限までに未入金で、かつ連絡が取れなくなった場合等を含む)

10. 配付決定通知後の損害

配付決定通知後の取り消し変更に際して、配付決定を受けた者が損害をこうむることがあっても損害賠償の請求を行なうことが出来ません。

11. 配付後の瑕疵責任

ひな及び種卵の引き渡しは、窓口引き渡しが原則ですので、遠方への輸送は申込者の責任において行なっていただきます。したがってひな及び種卵の引き取り輸送に関わる問題の発生については、申込者の責任とします。このため配付されたひな及び種卵について瑕疵があることを発見した場合においても、申込者は配付者に対して代金の減免、もしくは損害賠償の請求が出来ません。

12. 再配付

雌雄の取り違い及び先天的な異常等によってひなの再配付を行う場合、配付の方法は5と同様とします。この場合、すでに配付されたひなをセンターへ持ち込むことは防疫上の観点からお断りいたします。交換ではありませんのでご注意ください。

13. 配付ひなの衛生について

当該物品について、初生ひなはマレックワクチン、30日齢ひなはマレックワクチン、ニューカッスルワクチン、伝染性気管支炎ワクチン、伝染性ファブリキウス嚢病ワクチン、鶏痘ワクチン接種済となっています。

また定期的な鳥インフルエンザ、サルモネラ症などの検査を行なっており衛生検査には万全を期しておりますが、ひなの疾患等が引き渡し時以降に発生または発見された場合には、やむを得ないものとして配付者は一切の責任を負わないものとします。

14. 配付ひなの利用について

東京しゃも及び東京うこっけいを利用して鶏肉、卵の販売、その他加工品の生産・販売を行う場合は、東京しゃも、東京うこっけいによる生産・加工品であることを表示されるようお願いします。

15. 配付説明書に対する質問

配付説明に対する質問がある場合は、次のように行ってください。

- (1) 受付時間：土日祝日を除く、午前9時から12時、午後1時から4時30分まで。
- (2) 提出場所：センターの担当宛。
- (3) その他：窓口、郵送、FAX、または電話による。

〔 一般申込者の配布手順 〕

